

特定事業者制度に係る 冷媒用代替フロン使用状況等報告書について

令和3年4月1日に施行された新制度ですが、令和4年7月31日を提出期限とする令和3年度実績等の報告が最初の提出となります。

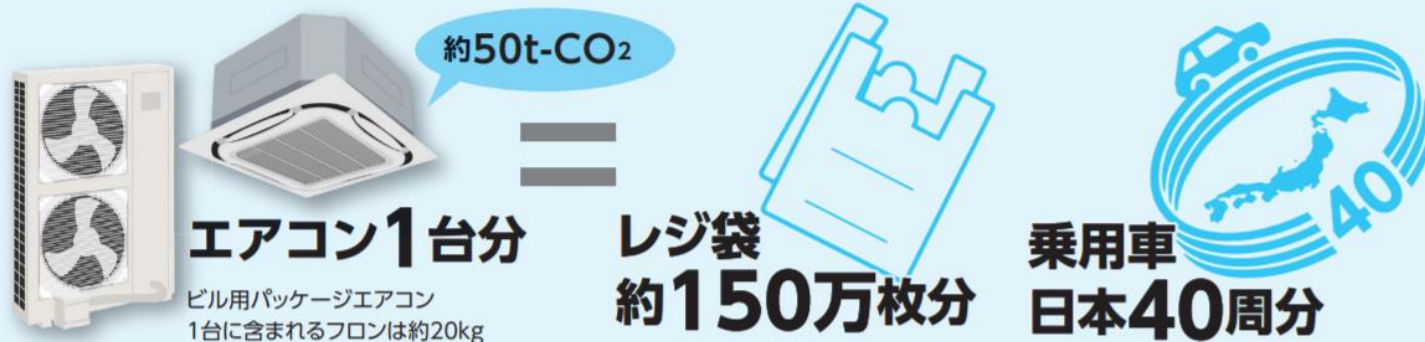
1 制度概要

はじめに

・温室効果ガスの排出量を大幅に削減していく必要がある中、非常に強力な温室効果を持つ代替フロン¹の排出量は、年々増加しています。フロン適正管理への関心を高め、冷媒用代替フロン²の漏えい防止及び使用量削減を推進していただくために、令和2年に京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号）を改正し、令和3年4月1日から冷媒用代替フロン³の使用状況の報告・公表制度を開始しました。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100～10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



1 制度概要

次の内容について、1の対象者に該当する事業者の皆様には毎年度御報告いただき、府がホームページで公表します。（初回は令和3年度実績分の報告となります。）

- ①前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等
- ②前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量
- ③冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制
- ④冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況
- ⑤ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針

1. 対象者

京都府地球温暖化対策条例施行規則（平成18年京都府規則第19号）第12条第1項各号（同項第2号イ及びウを除く。）に該当する特定事業者

※特定事業者であっても、バス100台以上、タクシー150台以上を保有する自動車運送事業者は**対象外**です。

※京都市域にのみ事業所を有する特定事業者の皆様も**対象**です。（提出先は京都府です。）

1 制度概要

2. 報告対象となる機器

	報告内容	対象機器
①	前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品（※） （例：業務用エアコン、業務用冷蔵庫、製氷機、ビールサーバー、冷水機、ターボ冷凍機、チラー、スクリーン冷凍機、GHP（ガスヒートポンプエアコン）、冷凍冷蔵ユニット、別置型ショーケース、内蔵型ショーケース、スポットエアコン、輸送用冷凍冷蔵ユニット、飲料自動販売機、食料自動販売機等）
②	前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	
③	冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	冷媒用代替フロンを使用するすべての機器 （上記の第一種特定製品に加えて、家庭用エアコンやカーエアコン等を含みます。）
④	冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	
⑤	ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	

第一種特定製品 とは

業務用のエアコン・
冷凍冷蔵機器のうち、
フロン類が
使われているもの



店舗用エアコン



ビル用
マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用
ショーケース

など

1 制度概要

3. 対象となる冷媒

代替フロン（HFC）が対象となります。

本報告書	種類	代表的な冷媒の冷媒番号
対象	HFC	R23, R32, R125, R134a, R245fa, R404A, R407A, R407C, R407D, R407E, R410A, R410B, R417A, R422A, R507A, R508A, R508B 等
対象外	HCFC	R123, R22, R141b, R401A, R402A, R409B, R412A, R509A 等
	CFC	R11, R12, R114, R502 等
	自然冷媒	アンモニア（R717）、二酸化炭素（R744）、炭化水素（R290、R600a等）等

4. 報告書様式

府ホームページからダウンロードをお願いします。

<https://www.pref.kyoto.jp/taiki/hfc.html>

5. 提出先

京都府府民環境部地球温暖化対策課

※京都市域のみに事業所を有する特定事業者の皆様も、提出先は京都府となります。

6. 提出期限

毎年度7月末日まで

2 報告内容の説明

① 前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等

・前年度において冷媒用代替フロン（HFC）を使用した第一種特定製品の保有台数、整備台数、廃棄台数をエアコンディショナーと冷蔵機器及び冷凍機器に分けて記入します。

※記入いただく際には、次の書類を御準備ください。

- ・充填証明書・回収証明書又は点検記録簿
- ・引取証明書
- ・（作成していれば）管理している第一種特定製品のリスト

② 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量

・第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量をエアコンディショナーと冷蔵機器及び冷凍機器に分けて記入します。

※上記で御準備いただいた書類を引き続き使用します。

2 報告内容の説明

③冷媒用代替フロン^①の漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制

- ・府内での冷媒用代替フロン^①の漏えい防止に関する取組の管理責任者及び担当者並びに点検体制その他冷媒用代替フロン^①使用機器の管理体制について、使用時と廃棄時とに分けて具体的に記入します。

※第一種特定製品以外の冷媒用代替フロン^①使用機器も対象です。

④冷媒用代替フロン^①の漏えい防止のための取組の実施状況

- ・府内で冷媒用代替フロン^①の漏えい防止のために前年度に実施した取組内容を具体的に記入します。

※第一種特定製品以外の冷媒用代替フロン^①使用機器も対象です。

⑤ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針

- ・今後、府内でノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品をどのように導入していくかの方針を具体的に記入します。

※第一種特定製品以外の冷媒用代替フロン^①使用機器も対象です。

2 報告内容の説明

記入例

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

記入例

日付、事業者の住所及び名称、代表者の氏名を記入する

(宛先) 京都府知事	令和〇年〇月〇日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府〇〇市〇〇町〇-〇	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社京都〇〇 代表取締役 京都太郎

① 冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の保有台数、整備台数、廃棄台数を記入

①

第一種特定製品の種類	前年度			
	年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
エアコンディショナー	5 台	2 台	0 台	6 台
冷蔵庫及び冷凍機器	7 台	1 台	1 台	6 台

② 前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量を記入

②

第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
エアコンディショナー	8.9	キログラム	6.9	キログラム
冷蔵庫及び冷凍機器	0.3	キログラム	0.4	キログラム

③ 冷媒用代替フロンの漏えい防止に関する管理体制を記入

③

冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それにに基づき簡易点検を実施している。 ・自らが管理する第一種特定製品についてはWEBアプリを用いて点検記録の保存を行い、関係社員の誰もがいつでも閲覧できる仕組みを導入している。
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の第一種特定製品の廃棄時には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう、マニュアルにまとめ運用している。 ・廃棄後も点検記録簿の保存をWEBアプリ上で管理しており、いつでも点検記録簿を閲覧できる体制をとっている。

④ 冷媒用代替フロンの漏えい防止のために前年度に実施した取組内容を具体的に記入

④

冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・府内の事業所で管理している家庭用エアコン全てに対して、夏期の前の5月に試運転を実施し、異音の発生等がないか確認した。 ・自らが管理する業務用冷凍機器にはフロン漏えい検知器を取り付け、冷媒用代替フロンの漏えいを早期発見し、大量漏えいを未然に防いだ。
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> ・充填回収業者から破壊証明書が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認した。 ・第一種特定製品の廃棄時と家庭用エアコンの廃棄時に遵守すべき項目について社内でe-ラーニングを実施した。

⑤ ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品をどのように導入していくかの方針を記入

⑤

ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入する。 ・2030年度までに、冷媒としてR410Aを使用している家庭用エアコンの全てを、地球温暖化係数がより低い代替フロンであるR32を冷媒として使用する家庭用エアコンに更新する。
特記事項	

①・②の報告対象：
第一種特定製品のみ

③・④・⑤の報告対象：
全ての冷媒用代替フロン
使用機器
（第一種特定製品の他に
家庭用等も含む）

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。